

(案)

契 約 書

件 名 職員定期健康診断等業務（単価契約）（四国運輸局本局及び香川運輸支局）

履 行 機 関 契約締結日から令和9年2月26日まで

契 約 金 額 別紙単価表のとおり

契 約 保 証 金 免 除

頭書業務について、発注者 支出負担行為担当官 四国運輸局長 田村 顕洋（以下「発注者」という。）と、受注者 （以下「受注者」という。）とは次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、別紙単価表の金額による単価契約とする。

2 受注者は、仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の期間内に、頭書件名の業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

3 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者・受注者協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（業務の調査等）

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第4条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは発注者・受注者協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者・受注者協議して定める。

（再委託の禁止等）

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

（再委託等変更の事前承諾義務）

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

(案)

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(業務処理により生じた損害の経費負担)

第7条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、発注者が負担するものとし、その額は発注者・受注者協議して定める。

(監督職員)

第8条 発注者は、受注者の業務履行について、自己に代わって監督または指示する監督職員を選定することができる。

(検査及び引渡)

- 第9条 受注者は、業務が完了したときは、次の各号の種別ごとに区分けた完了報告書を遅滞なく提出しなければならない。
- 一 一般健康診断（特定健康診査を含む）
 - 二 婦人科検診
- 2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。なお、検査は発注者の指定する検査職員が行う。
- 3 前項の検査の結果不合格となった項目については、受注者は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受注者は、検査に合格したときには、遅滞なく当該部分を発注者に引き渡すものとする。

(代金の支払い方法)

- 第10条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、前条第1項各号ごとの内訳書を添付し、とりまとめて支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(契約単価の変更)

第11条 市場価格に著しい変動があったときは、発注者・受注者協議のうえ単価を変更することができる。

(発注者の解除権)

- 第12条 発注者は、受注者に次の各号の一に該当する事由があるときは、いつでも契約を解除することができる。
- 一 受注者が、この契約に定める条項に違反したとき
 - 二 受注者に、契約履行の見通しがないと認められるとき
 - 三 受注者が、契約の解除を申し出たとき
 - 四 前各号の他、受注者に本契約に関する義務履行の意思がないと認められるとき
 - 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

(イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(案)

(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (ロ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘ)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金等)

第13条 受注者は、前条の規定により契約を解除されたときには、頭書契約金額に仕様書に記載する受診予定人数を乗じた額の合計額から履行済部分に相当する金額を差し引いた額の10分の1に相当する違約金を、発注者の指定する期間までに納付しなければならない。

(遅延利息)

第14条 受注者は、前条に定める違約金の納付が遅れたときは、遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

- 2 第10条に定める代金の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、

(案)

独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第16条 受注者は本契約に基づく業務において知り得た個人情報及び発注者より提供した情報については、いかなる状況においても第三者に対して開示・漏洩等をしてはならない。データの複製等も禁止する。この取扱いは健康診断業務に従事する者に対しても同様とし、そのために必要な処置を講じなければならない。

2 個人情報の漏洩等の事案が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告するとともに被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

（契約外の事項）

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者・受注者協議して定めるものとする。

（紛争の処理）

第18条 この契約において発注者・受注者間に紛争が生じた場合は、発注者の所轄裁判所に調停の申し立てをし、発注者・受注者双方がその調停に服さなければならない。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 高松市サンポート3番33号
支出負担行為担当官
四国運輸局長 田村 顕洋

受注者